

市長所信表明（令和3年9月）

おはようございます。

本日、令和3年9月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、本年7月から8月にかけて、日本列島の広い地域に甚大な被害をもたらした記録的な豪雨により、お亡くなりなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

次に、1964年の東京大会以来、57年ぶり2度目の開催となった「第32回夏季オリンピック東京大会」は、7月23日に開幕し、17日間の日程を終え、8月8日に幕を下ろしました。

大会期間中、大会が掲げた「多様性との調和」の下、勝負に挑むアスリートの真剣なまなざしや、最後まで諦めずに力を振り絞る姿、お互いを高め合う姿や健闘をたたえ合い、交流する姿に、大きな感動と勇気を、私たちに与えていただきました。

本大会に参加した各国の全てのアスリートの皆さんに対し、盛大な拍手を送りたいと思います。

また、現在開催中のパラリンピックにおいても、障害者アスリートのご活躍を大いに期待したいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染状況についてでございますが、8月17日には既に緊急事態宣言発令中の6都府県に加え7府県が、また、まん延防止等重点措置発令中の13道府県に10県が追加され、さらに8月25日には、8道府県に緊急事態宣言が、4県にまん延防止等重点措置が、それぞれ追加で発令されました。宣言と重点措置の期限につきましても、9月12日までとされ、宣言の対象は計21都道府県に拡大、重点措置は計12県となり、全国の約7割の都道府県で、飲食店の営業時間短縮や酒類提供停止などの制限が行われるなど、全国的に感染拡大に歯止めがかからない危機的な状況となっております。

徳島県におきましても、8月に入ってから感染者が急増しており、8月17日には、第5波警戒強化期間を9月12日まで延長するとともに、「徳島アラート感染拡大注意・急増」を発動、さらに19日には、政府が示す「ステージ4・爆発的感染拡大」に相当する、5段階で最高レベルの「徳島アラート・特定警戒」へ引き上げられました。

また、8月25日には、新型コロナウイルス「第5波」を食い止めるため、人流抑制のためのやむを得ない措置として、徳島県は、県内全域の飲食店に対し、8月27日から9月12日までの間、営業時間の短縮を要請しているところでございます。本市で飲食店を営んでいる方々にはたいへん心苦しい限りではありますが、現在の感染拡大状況を鑑みまして、本要請にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市におきましても、7月には1名しか確認されなかった感染者が、現在では、ほぼ毎日のように確認されている状況となっております。

このような中、市民の皆様におかれましては、引き続き警戒レベルを緩めることなく、「人との身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い・うがいの徹底」など、一人一人ができるこれまで通りの対策の心がけをお願いするとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域との往来につきましても、原則中止・延期を検討するなど、これまで以上に慎重に判断していただきますよう、合わせてお願い申し上げます。

また、ワクチン接種後におきましても、基本的な感染症予防対策を継続して実践していただきますよう、お願いいたします。

新型コロナウイルスは、どんなに気をつけていても、誰もが感染してしまう可能性がございます。市民の皆様におかれましては、不確かな情報に惑わされることなく、感染者を特定する行為や誹謗中傷などは厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症への対応について、何点か申し上げます。

まず1点目として、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。

本市では、これまで市民の皆様が迅速かつ安心してワクチン接種ができるよう取り組んでまいりました。

先週末現在、65歳以上の87%を超える方の接種が終了、全体では、12歳以上の対象者37,067人のうち、1回目の接種が終了した方が24,644人（66.49%）、2回目の接種が終了した方が19,562人（52.78%）となっており、市民の皆様への接種は順調に進んでいるものと考えております。

しかしながら一方では、ワクチンの供給が全国的に減少しており、本市においても、7月頃より、希望する供給量の半分程度となっていることから、これまでのワクチン接種のスピードを若干ペースダウンさせていただくことといたしました。

また、接種希望者の少ない「吉野川市ふるさとセンター」は8月1日、「吉野川市交流センター」は8月8日をもって、同会場での接種を終了させていただくこととしたところでございます。

一方で、日中、仕事をしている働く世代の方々などが、ワクチン接種をより受けやすくすることを目的に、8月より、「吉野川市役所東館」及び「山川地域総合センター」において、夜間の時間帯を含めた接種を開始いたしました。

なお、これまでは、予約の殺到を避けるため、また、ワクチン供給量の制限から、「集団接種会場」におきましては、年齢の区分ごとに接種予約を開始してまいりましたが、最後となる、12歳から29歳までの方の接種の予約受付を、第1弾として9月1日から、第2弾として9月15日から開始いたします。

これによりまして、「集団接種会場」はワクチン接種が可能な全年齢の方が、ご予約いただけることとなります。

これらも踏まえ、今後の接種見通しといたしましては、国から示されている供給量が、コンスタントに今後も継続的に市に供給されれば、11月上旬ごろまでには、希望される市民の皆様への2回の接種が終了する見込みです。

今後とも吉野川市医師会をはじめ関係機関とも連携し、円滑に接種を進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2点目として、コロナ禍における各種イベントの開催状況について申し上げます。

まず、徳島の風物詩である「阿波踊り大会」や「最後まで残った空海の道ウォーク」は、実行委員会で協議をした結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年に引き続き中止となりました。

「納涼花火大会」も2年連続で中止となりましたが、「サプライズ花火」が13日に打ち上げられ、本市の夜空を彩っていただきました。

また、「鴨島大菊人形・四国菊花品評会」は、感染症予防対策に十分留意しながら、昨年に引き続き、10月中旬から11月中旬の開催を予定しております。

次に、吉野川市文化祭につきましては、コロナ禍での行事開催を実現していくため、実行委員会において協議した結果、開催時期や、これまでの内容を改編することで、参加者や来場者の分散化を図り、新たな市文化祭である『吉野川市芸術祭』として、「総合美術展」「芸能祭」「合同茶華道展」を実施することとしたところでございます。

また、第20回吉野川市リバーサイド HALF マラソンと美郷一周駅伝は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、昨年度に引き続き開催を見送り、次年度に延期することとなりました。

なお、今後秋以降に開催される「美郷梅酒まつり」等の恒例イベントの実施につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、各実行委員会での判断となりますので、決定次第、市のホームページや広報を通じて市民の皆様にお知らせをしてみたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、何点か申し上げます。

まず、1点目として、スーパープレミアム商品券事業について申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、落ち込んでいる市内の地域経済の活性化を図ることを目的として、スーパープレミアム付き商品券を3億円発行いたしました。

商品券の購入申込は好評で、3万冊に対して約37,000冊(37,033冊)の申込があったため抽選を行いました。原則、1人1冊は当選とし、商品券が広く市民の皆様に行き渡るよう配慮したところでございます。

取扱店舗も271店舗からご協力をいただいております。金融機関で換金した額は、先週末現在で約1億7,900万円、換金率は59%となっております。

商品券の利用期間は9月30日までとなっておりますので、購入された皆様におかれましては期間内に、ご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2点目として、「吉野川市夢紡ぐふるさと便」事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出や帰省の自粛等の影響を受けている吉野川市出身で県外に居住する学生を応援するため、本市の特産品をお送りすることといたしました。

申込期間は、当初8月16日までとしておりましたが、8月31日までに延長し、先週末現在、167人からの申請をいただいております。

お送りする本市特産品は、吉野川市ブランド認証商品の中から選出した、お米セットA、お米セットB、お菓子セットの3種類のセットから選んでいただき、9月と12月の2回に分けてお送りする予定としております。

未だ終息の見えないコロナ禍の中、大変ご苦労されている県外に就学している学生の皆さんが、今回お送りさせていただいた本市の特産品を味わっていただくことにより、ふるさとを思い出し、少しでも元気づけられることができればと考えております。

また、申請時にはアンケートにより学生の皆さんの「吉野川市に対する思い」をお聞きしておりますので、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて、少し申し上げます。
まず、今後の財政見通しについて申し上げます。

去る6月に閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針2021」いわゆる「骨太の方針」におきましては、地方の安定的な財政運営に必要とされる一般財源の総額は、令和6年度までの3年間、「令和3年度水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされたところでございます。

また、本市におきましても、コロナ禍の状況ではございますが、「予算を使う前に知恵を使う」の徹底、昨年度（令和2年度）と同水準の一般財源が確保できる規模の普通交付税が算定されたことなどによりまして、今回提出をさせていただいております、9月補正予算（案）では、当初予算編成において、不足する一般財源を補填するために歳入予算に計上しておりました、基金からの繰入金を、約5億円減額することとしたところであり、このまま状況に変化がなければ、本年度の基金減少額は、令和2年度の3億円を下回る見込でございます。

これらによりまして、本市の「財政見通し」については、一定の改善が見込まれ、財政構造の抜本的な転換と、持続可能な行政経営の実現を重要目標に掲げた、「第4次行財政改革」に集中して取り組む事ができる環境が整ってきたものと考えているところです。

ここで足踏みすることなく、一日も早い財政危機の突破と、市の活性化の両立の実現に向け、今後も「第4次行財政改革」の取り組みを着実に実践してまいりますので、市民の皆様や議員各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、前澤友作氏寄付金を活用した観光整備事業について申し上げます。

ファッション通販「ZOZO」創業者で、実業家の前澤友作氏から昨年度頂きました寄附金を財源とし、「阿波富士」とも呼ばれる高越山等への観光整備事業を実施することといたしました。

まず、登山パンフレットを作成し、各方向から見た高越山の多様な映像や英語表記の解説など、時代に合った情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、登山道と林道が交差する中ノ郷地区に簡易トイレを設置し、登山経験がない方でも気軽に登山していただけるよう、登山者の利便性を向上してまいります。

また、阿波山川駅の案内看板を更新するとともに、JR四国のご協力をいただき、駅構内にトイレを設置することといたしました。

今後は、JRを活用した観光客の高越山への誘導だけでなく、美郷地区をも包含した本市西部地域における観光整備の一助となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、「社会的課題解決のために発行される債券であるソーシャルボンドへの投資」について申し上げます。

資産運用を通じた社会貢献と、2015年に国連が定めた持続可能な開発目標であるSDGsの達成に向けた取り組みといたしまして、このたび、本市では独立行政法人国際協力機構であるJICA（ジャイカ）が発行するJICA債へ、財政調整基金から1億円分の投資を実施いたしました。

JICA債は、開発途上国の貧困削減や経済成長の後押し、また、地球規模の環境問題や社会課題など、社会的課題解決に資するプロジェクトの資金調達のために発行された国内初の債券であり、日本政府が策定した「SDGs実施指針改定版」においては、JICA債への投資は、SDGsを達成するための具体的施策のひとつとして位置付けられております。

今後も適切なリスク管理のもと、機会があればソーシャルボンドへの投資を実施し、基金運用を通じた社会貢献への取り組みとして、持続可能な社会の形成に向けた社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、連携協定の締結について申し上げます。

7月15日に、大塚製薬株式会社様と包括連携協定を締結いたしました。

大塚製薬株式会社様につきましては、これまでも吉野川市リバーサイドハーフマラソンをはじめ、本市におけるスポーツ振興にご協力をいただいているところでございますが、本協定のもと、熱中症対策、防災などの分野においても相互に連携協力し、市民の健康増進やサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、徳島県サッカー協会からの寄贈について申し上げます。

7月30日、吉野川市多目的グラウンドにおいて、スコアボードをご寄贈いただきました一般社団法人徳島県サッカー協会様に対し感謝状の贈呈を行いました。

このスコアボードは、大型で黒色の背景に蛍光色の文字板のため、利用者からの視認性も良く、今後の活用が期待されるものでございます。

特に、令和4年度には、全国高等学校総合体育大会サッカー競技が実施されることになっており、こうした大規模大会での利用はもちろんのこと、本市スポーツ協会やスポーツ少年団等の様々な大会でも活用できるため、サッカー競技の発展や普及に繋がるものと考えております。

次に、吉野川市立幼保連携型認定こども園の公私連携法人候補者の決定について申し上げます。

本市では、令和5年4月より、市立川島こども園を直営から、市が運営等に関与する公私連携幼保連携型認定こども園へ移行することとしていることから、去る8月20日に、選定委員会による、応募法人のプレゼンテーションとヒアリングを実施いたしました。

選定委員会では、応募の動機や特色ある教育・保育の内容、現在運営を行っている認定こども園等の運営実績のほか、在園児の配慮として移行前の教育・保育の継承など、総合的に判断し、「社会福祉法人かもめ福祉会」を公私連携法人候補者として決定をいたしました。

今後は、同法人と、令和5年4月の移行に向けて調整を行ってまいりたいと考えております。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

「子育て支援センター『ちびっこプラザ』の日曜日開館」について申し上げます。

現在、市民プラザ4階に開設しております、子育て支援センター「ちびっこプラザ」につきましても、就学前の児童とその保護者が気軽に利用することができ、打ち解けた雰囲気の中で親子同士で交流したり、専門のスタッフに子育ての悩みを相談できるなど、核家族化の進んだ子育て家庭にとっては非常に関心の高い施設となっております。

そうした中、市民プラザが日曜日にも開館していることから、日曜日にも開館してくれたらいいのといったご要望が多く寄せられたことなどから、来館した保護者に対してアンケート調査を行ったところ、来館しやすい曜日につきましても、土曜日に次いで日曜日が多いという結果でありました。

これらのことから、保護者の皆様のニーズに応えられるよう、来年度より日曜日の開館を実施することといたしました。

運營業務につきましては、ノウハウのある専門業者に委託する予定としており、委託する業者につきましては、公募を行い、プロポーザル方式による選定を実施し、優れた事業提案をいただいた業者を選定してまいりたいと考えております。

次に、「子育て世代包括支援センターの運営状況」について申し上げます。

本市では、妊娠、出産、育児の各種相談から、特定妊婦や保護が必要と思われる児童の支援など、子育てに関する相談窓口を集約し、一体的な運営が行える拠点として、「子育て世代包括支援センター」を、本年3月に開設したところでございます。

本センターを開設したことによりまして、特に妊娠届出の機会に保健師が直接面接を行うことで、妊婦の体調や生活上の問題を把握できるようになるとともに、個別支援計画を作成することで、妊娠期の支援が充実し、産前から産後にかけての支援に切れ目なく移行できることとなりました。

センターを開設して6カ月が経過したところでございますが、さまざまな相談や支援が必要な方にご利用いただいております。利用者の皆様からは、「育児相談や子供の体重や身長測定ができるので安心」、「ゆっくり時間をかけて相談できるのでありがたい」といった声を、いただいているところでございます。

今後も安心して子育てができる環境を目指すとともに、市民の皆様様の安心につながる、「子育て世代包括支援センター」となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、「ライフスポーツ財団・子ども活動支援補助金」について申し上げます。

公益財団法人ライフスポーツ財団は、子どもと親子のスポーツ活動普及のため、地域のスポーツ団体等への助成活動を行っている団体であり、この度の子ども活動支援補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツや外遊び等、身体を動かす機会が減少している子どもや親子に対し、運動・あそびの機会を提供し、子どもたちの健全な心身の育成に寄与する取り組みを行う市町村へ補助金が交付されるものです。

本市においては、保育所・こども園の子どもたちが体を動かす機会を今以上に増やすため、この補助金を活用して、「鴨島呉郷保育所」に鉄棒などを、「高越こども園」にネット太鼓橋などを購入する計画としております。

次に、「元気なあわっ子！生活習慣見直し事業」について申し上げます。

本市においては、平成31年3月に吉野川市教育振興計画を策定し、5つの教育目標に沿って様々な事業を進めているところですが、そのひとつに「運動の習慣化や望ましい生活習慣の育成を図ること」があり、本年度は、市内におけるモデル校として、牛島小学校において県教育委員会の「学校保健総合支援事業（元気なあわっ子！生活習慣見直し事業）」を実施することといたしました。

本事業は、本県児童生徒の健康課題の1つである「肥満予防」と「生活習慣改善」について、教職員及び保護者が共に現状を把握し、連携した取組を行うことを目的としております。

具体的な事業内容といたしましては、全ての児童が楽しく体を動かせるような授業や行事の工夫、保護者を対象にした外部講師による肥満・生活習慣改善のための研修会や、児童及び保護者へ専門家による個別のアプローチを行うことなどに取り組むこととしております。

また、本事業終了後には、有効なこの取り組みを市内各校にも積極的に情報提供し、本市児童生徒のよりよい生活習慣の確立に努めてまいります。

次に、「子ども育み医療費助成制度の拡大」について申し上げます。

安心して子どもを産み育てやすい環境を整えることは、本市の重要課題のひとつと認識しております。

このため、子育て支援策の一環として、子どもはぐくみ医療費の助成拡大が、いよいよ本年10月1日より、スタートいたします。

助成対象を、これまでの「中学校卒業まで」から、「高等学校卒業（18歳到達の年度末）まで」に拡大することで、本市にお住まいの子どもさんたちに対する支援策が拡充され、子どもたちが安心して医療が受けられることができるとともに、子育て世代の皆様方に対する、更なる負担軽減に繋がるものと考えております。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

「おくやみコーナーの開設」について申し上げます。

身近な方がお亡くなりになられた時、ご遺族に必要な各種手続きにつきましては、亡くなられた方の生前の状況により異なってまいります。場合によっては多岐に渡りご遺族にとって大きな負担となっているとお聞きしているところでございます。

更に、今後、高齢化の進展や、世帯構成・家族形態の変化により、高齢者のみの世帯となってしまうケースや、親族が遠方、あるいは疎遠になるケース等が増え、死亡や相続に係る手続きの負担は一層増加することが想定されます。

そこで本市では、こうしたご遺族の負担を少しでも軽減することを目的に、死亡に伴い市役所で必要となる各種手続きをワンストップで処理する専用窓口として、事前予約制による「おくやみコーナー」を、あさって9月1日から市役所本館1階に開設することといたしました。

事前予約制によることで個人を特定できるため、関係各課等にまたがる手続きについて必要となる書類を事前に準備できることなどから、ワンストップ率を高めることができるため、来庁時の手続きに要する時間を従来より短縮できるものと考えております。

また、「おくやみコーナー」の開設に合わせまして、死亡時に必要となる手続きについて、ご遺族に分かりやすく、詳細にお伝えするための冊子、「おくやみハンドブック」を作成いたしましたので、死亡届提出時にお渡しすることとさせていただきます。

今後、市民の皆さまには、「おくやみコーナー」「おくやみハンドブック」を、有効に活用していただければと考えております。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

「地方創生テレワーク交付金の活用」について申し上げます。

地方創生テレワーク交付金とは、国の令和2年度第3次補正予算で創設された支援制度でございます。

具体的には、サテライトオフィス等の施設整備・運営への支援等、地方創生に資するテレワークの推進により、地方への新たな人の流れを創出する地方公共団体の取り組みを支援する制度で、対象事業費の2分の1が補助されることとなっております。

本市では、昨年5月に開設したコワーキング・シェアオフィスKi-Daにおいて、テレワークの推進、都市部企業のサテライトオフィス進出促進、フリーランスや個人事業主などの多様な働き方の環境整備等に取り組んでおりますので、この事業費に充当できる財源として、今年度に交付申請手続きを進めて参ったところでございます。

この度、交付金の交付決定を頂きましたので、9月補正予算において財源振替を行いたいと考えております。

本市における、財政危機を突破するためにも、アンテナを高く上げることで情報を収集し、先ほどの「ライフスポーツ財団・子ども活動支援補助金」同様、貴重な財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、「日本遺産『藍のふるさと阿波』のストーリーブック」について申し上げます。

吉野川流域9市町で組織した、藍のふるさと阿波魅力発信協議会において、文化庁の文化芸術振興費補助金を活用し、藍のふるさと阿波に関する「日本遺産ストーリーブック」、「小学生用副読本」、「観光パンフレット」を作成いたしました。

また、協議会が実施する事業のサポーターとして、令和3年8月から令和4年3月末にかけて、計8回、阿波藍の歴史・文化やその魅力についての情報発信や活用事業を企画・運営することを目的とした、サポーター企画会議を開催することといたしました。

さらに、古文書調査の成果を広く公開するために、協議会加入9市町を巡回する「特別巡回展」を企画しており、本市では、11月20日・21日の2日間、吉野川市文化研修センターにおいて開催する予定としております。

今後も引き続き、関係各市町や民間団体と連携し、阿波藍の歴史・文化についての調査研究や地域の魅力発信に努め、構成文化財を魅力ある地域資源として観光や交流促進等に最大限に活用する取り組みを進めてまいりたいと考えています。

4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

「流域育成林整備事業」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症からの経済回復が進むアメリカや中国においては、木材需要が高まっており、住宅の柱や梁に用いる輸入木材が高騰し、業界においては「ウッドショック」といわれる状況が続いております。

本市では、市有林の間伐を毎年度実施しており、計画的な森林整備や間伐材を活用した林業・木材産業の活性化に努めておりますが、「ウッドショック」の影響で間伐材の受け入れ価格も上昇していることから、これを千載一遇の機会と捉え、間伐の事業量を増やすことで、市の歳入確保にも努めてまいりたいと考えております。

5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

「吉本東谷川浚渫工事」について申し上げます。

本市学地区を流れる、学島川支流の市管理河川「吉本東谷川」にある「砂防堰堤」の堆積土砂浚渫工事は、県との管理区分の協議が整ったことから、先般の6月議会において予算のご承認をいただいたところでございます。

当該、砂防堰堤は、想定以上に堆積した土砂の影響により、その能力が低下し、今後重大災害の発生が懸念されていたことから、6月議会で、ご承認いただいた後、速やかに浚渫工事を発注し、対応を行った結果、先般、土砂浚渫は完了し、台風シーズンを控えたこのタイミングで、地域住民の安心・安全な生活基盤の向上を図ることが出来たところでございます。

本市は、ため池による洪水調節対策など「流域治水プロジェクト」の取り組みを推進しておりますが、今後も引き続き、内水氾濫軽減のための治水対策の検討を継続するとともに、条件等が整い次第、その対応に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

「住民票等コンビニ交付サービスの開始」について申し上げます。

本市においてはこれまでの間、市役所で発行する住民票等の各種証明書を、コンビニエンスストアで取得することができるサービスの開始に向け鋭意準備を進めてまいりましたが、おおよそ当初計画のとおり、本年11月26日からサービスを提供できる見込みとなりました。

本サービスにて取得できる証明書は、戸籍謄本・抄本と附票、住民票謄本・抄本、印鑑証明、所得課税証明の7種類としており、市役所窓口で取得するのに比べ、証明書1件当たりの料金を100円安く設定させていただいております。

ご利用にあたりましては、マイナンバーカードとカード取得時に登録した4桁の暗証番号が必要となりますが、年末年始などを除き、午前6時半から午後11時まで、全国ほとんどのコンビニエンス・ストアで住民票等の各種証明書を取得できるなど、市民サービスの向上に繋がるものと大いに期待をしているところでございます。

なお、これに伴い、本庁舎1階に設置しております、住民票や印鑑証明の自動交付機につきましては、機器の老朽化等の問題から、本年度末に廃止することとしております。

マイナンバーカードを取得済みの方はもちろんのこと、まだマイナンバーカードをお持ちになられていない方におかれましても、コンビニ交付サービス開始までにはまだ暫く期間がございますので、是非この機会にマイナンバーカードを取得いただき、便利でお得な「コンビニ交付サービス」を広く積極的にご活用いただければと考えております。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

まず、報第13号「令和2年度吉野川市財政の健全化判断比率について」及び報第14号「令和2年度吉野川市公営企業会計の資金不足比率」につきましては、

令和2年度決算に係る「実質赤字比率」などの4つの財政健全化判断比率、及び水道事業・下水道事業の企業会計の決算に係る「資金不足比率」について、監査委員の意見を付して報告するものです。

次に、報第15号から報第17号につきましては、

市の車両及び施設が関係する交通事故に関する和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分の報告です。

次に、報第18号につきましては、

山瀬小学校屋内運動場改築工事において、当該工事における仕様の変更等に伴い137万5千円を減額することとなったため、その変更請負契約を締結することについて専決処分したものです。

次に、議第32号から議第37号までの4件につきましては、

令和2年度吉野川市一般会計、及び国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各特別会計に係る歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第36号及び議第37号につきましては、

令和2年度の水道事業会計、及び下水道事業会計の決算について、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第38号及び議第39号は「条例関係議案」です。

まず、議第38号「印鑑登録条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

先ほど申しあげました、証明書等のコンビニ交付に対応するため、印鑑登録証明書の交付手続について規定の整備を行うものです。

次に、議第39号「吉野川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効し、4月から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、旧法に基づく過疎地域における固定資産税の課税免除に関する規定を新法に基づくものとして所要の改正を行うものです。

次に、議第40号から議第43号までは「補正予算関係議案」です。

まず、議第40号「一般会計補正予算（第5号）」につきましては、

●歳入といたしましては、見込みより増となった普通交付税の増額及びそれに伴う財政調整基金繰入金の減額などを計上しました。

●歳出といたしましては、

- ・ 人事異動等に伴う人件費の調整
- ・ 前年度実績の確定に伴う返還金 9,498万2千円
- ・ 道路維持補修工事費 4,400万円 など、

歳入・歳出それぞれ **1億5,136万5千円**を追加し、補正後の予算総額を、**199億2,651万2千円**とするものです。

次に、議第41号「国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」
につきましては、

人事異動に伴う人件費の調整などにより、751万1千円を減額するものです。

次に、議第42号「介護保険特別会計補正予算（第1号）」
につきましては、

人事異動に伴う人件費の調整のほか、介護給付費準備基金への積立金、前年度実績の確定に伴う返還金などにより、1億1,822万5千円を追加するものです。

次に、議第43号「下水道事業会計補正予算（第1号）」
につきましては、

遠方監視システムに係る通信方式の変更に伴う機器更新及び人事異動に伴う人件費の調整などにより、
収益的支出の予定額に81万9千円を追加し、
資本的支出の予定額に1,086万7千円を追加するものです。

次に、議第44号「吉野川市過疎地域持続的発展計画」
につきましては、

議第39号と同様に、令和3年3月末に失効した過疎地域自立促進特別措置法に代わり、4月から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、新法に基づく市町村計画として当該計画を策定するものです。

最後に、議第45号
につきましては、

宅地開発のために新設された道路の寄附を受理し、市道路線として認定を行うものです。

以上、概要を説明申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。